令和７年度
東京都健全化判断比率審査意見書

東京都監査委員

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）第３条第１項の規定により、令和７年度東京都健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、別紙のとおり意見を付する。

令和８年９月３日

東京都監査委員　保　坂　まさひろ

同　中　村　ひろし

同　茂　垣　之　雄

同　後　藤　靖　子

同　小　粥　純　子

第１　審 査 の 概 要

１　審査の対象

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成１９年法律第９４号。以下「法」という。）に定める、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した。

２　審査の方法

知事から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した。

審査に当たっては、

（１）法令等に照らし財政指標の算出過程に誤りがないか

（２）法令等に基づき適切な算出要素が財政指標の計算に用いられているか

（３）財政指標の算定の基礎となった書類等が適正に作成されているか

（４）客観的事実の妥当性を判断した上で財政指標の算定を行う場合において、公正な判断が行われているか

などに主眼を置き、決算諸表その他の帳簿及び証拠書類との照合等を行うとともに、関係部局から説明を聴取するなどの方法により、東京都監査委員監査基準（令和２年東京都監査委員告示第２号）に準拠して審査を実施した。

３　審査の期間

令和８年７月２２日から同年９月３日まで

第２　審 査 の 結 果

１　計数について

審査に付された健全化判断比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類は、前記の方法により審査した限りにおいて、重要な点で法令に適合しかつ正確であると認められる。

第３　健全化判断比率の状況

法は、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するための指標として、健全化判断比率を定めている。

都における令和７年度の健全化判断比率は、表１のとおりであり、前年度と比較して実質公債費比率は０．４ポイント増加、将来負担比率は２．５ポイント減少している。

（表１）健全化判断比率の状況

年度	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
7	― （５．５０％）	― （１０．５０％）	１．６％ （２５．０％）	１１．１％ （４００．０％）
6	― （５．５９％）	― （１０．５９％）	１．２％ （２５．０％）	１３．６％ （４００．０％）
増㈀減	―	―	０．４	△２．５

（注１）　実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字が生じていない場合、「―」と記載

（注２）　（　）内の数値は、早期健全化基準値（地方公共団体の財政の状況が改善努力をするかどうかを判断する基準）

（参考１）　４種類の比率のいずれかが早期健全化基準以上の地方公共団体は、年度末までに財政健全化計画を定めなければならない。

（参考２）　都の実質赤字比率及び連結実質赤字比率に係る早期健全化基準値については、道府県と市区町村の両方の要素を有していることから、道府県相当分と市区町村相当分との標準財政規模に一定の率を乗じて算出することとしており、毎年度、算定する。